

景観形成基準 (案)

基本目標：歴史街道の佇まいと賑わいを創出する景観づくり

- 歴史街道としての佇まいを感じる景観づくり
- 住民協働による景観づくり
- 時とともに魅力が高まる景観づくり
- 安全・安心に配慮した住みよい景観づくり
- まちの賑わいを創出する景観づくり



【景観形成の基本方針】

- 史跡草津宿本陣などが残る東海道沿いの歴史的なまちなみを活かした景観形成やまちづくりを推進します。
- 新しい建築物等が違和感なくまちなみにとけ込むよう、歴史的な趣を残す工夫をするなど、通りの個性や魅力を高める景観の創出に努めます。
- 屋外広告物・工作物等が違和感なくまちなみにとけ込むよう、歴史的な趣を残す工夫をするなど、通りの個性や魅力を高める景観の創出に努めます。

【景観形成基準案】

項目	基準
1 位置	<p>① 周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めること。</p> <p>② 駐車場の設置などにより、通りから壁面を後退させる場合は、周辺景観との調和に配慮し、塀等を設置して壁面ラインの連続性に配慮すること。</p>
2 形態	<p>① 周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもっているため、これらの形態との調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けること。また、大規模建築物の3階以上の部分は道路境界から2.7(一間半)m以上セットバックさせるなど、周辺の街並みとの調和や上空への見通しの確保に努めること。</p> <p>② 勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。</p> <p>③ 周辺の建築物と調和した屋根(勾配、向き)等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。</p> <p>④ 東海道草津宿の伝統的な建築形態を基調とし、歴史的街並みとの調和を図ること。</p>
3 意匠	<p>① 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。</p> <p>② 外見できる壁面等の意匠の約合に配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。</p> <p>③ 敷地内や建築物に付属する設備(屋上に設ける設備を含む。)が建物と一体となったデザインとし、設置位置を考慮するなど目立たないように努めるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、覆いをするなど修景措置を講じること。</p> <p>④ 大規模建築については、平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮すること。</p> <p>⑤ 玄関および開口部は建具、格子等の伝統的様式とすること。もしくは、それに準備に準じるものとすること。</p> <p>⑥ 草津宿の特徴である切妻平入、格子窓、虫籠窓の保全に努めること。</p>
4 色彩	<p>① けげばしい色彩とせず、周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>② 外観および屋根の基調色は、『琵琶湖沿岸景観形成重点地区』の基準に準じること。</p> <p>③ 色彩の性質を十分考慮するとともに、一つの建物に数多くの色を用いることを避け、落ち着いた雰囲気を出すよう色調を統一すること。</p> <p>④ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合には、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。</p> <p>⑤ 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとする。</p> <p>⑥ 大規模建築物については、上空への圧迫感を軽減するため、3階以上の上層階の外壁には明度の明るい色(明度4以上)や彩度の低い色を用いること。</p> <p>⑦ 勾配屋根は日本屋根を意識した黒又は灰色を基本とし、外壁等を含めた外観について自然素材の色を意識した落ち着いた色調とすること。</p> <p>⑧ 店舗等のシャッターについては、建物との調和を図りながら、木戸などの自然素材の色を意識した色彩のものとなるよう配慮すること。</p>

項目	基準
5 素材	<p>① 周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。</p> <p>② 勾配屋根の屋根材については、瓦等の自然素材を用いること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した素材とすること。</p> <p>③ 外壁は木材、土、石材、漆喰などの自然素材を用いること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した素材とすること。</p>
6 敷地の緑化措置	<p>① 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。</p> <p>② 大規模建築物については、原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</p> <p>③ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
7 樹木等の保全措置	<p>① 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。止むを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>② 敷地内に樹勢が優れた樹木がある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>
8 垣、さく、へい、門(建築物に附属するものを含む)その他これらに類するものの新設、増築または改築	<p>① 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。</p> <p>② 自然素材を意識した落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況と調和が得られるものとする。ただし、自然素材を利用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。</p>
9 擁壁の新設、増築または改築	<p>① 道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。</p> <p>② できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものにすること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。</p>
10 自動販売機の設置	<p>自動販売機の設置に際しては、周囲の景観に調和するよう、位置や外観の色彩、木製の囲い等の設置をするなどして配慮すること。</p>
11 太陽光パネルの設置	<p>前面道路からは見えない位置に設置すること。</p>
12 看板	<p>① 原則として、自家用に供するもののみとすること。</p> <p>② けげばしい色彩のものや、激しい動光・点滅等をするものを使用しない。また、趣のあるデザインや、自然素材又はこれに準ずるものを用いるなど、店舗及び街並みとの調和に配慮すること。</p>

